

令和2年江南市教育委員会3月定例会会議録

開催年月日 令和2年2月21日（金）

場 所 江南市防災センター 防災セミナー室（南）

出席委員	教育長	村 良 弘
	教育長職務代理者	後 藤 鎮 全
	委 員	藤 田 佐知子
	委 員	山 田 茂 美

説明のため出席した職員

教育部長	菱 田 幹 生
教育課長	稲 田 剛
教育課管理指導主事（統括幹）	伊 藤 勝 治
教育課統括幹兼南部学校給食センター所長	仙 田 隆 志
生涯学習課長兼少年センター所長	可 児 孝 之
スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長	中 村 雄 一
こども政策課長	鵜 飼 篤 市
教育課指導主事（主査）	加 藤 佳 子
教育課指導主事（主査）	坪 内 利 樹
生涯学習課主査	岩 田 麻 里
生涯学習課主査	安 藤 裕 美

事務局職員	教育課主幹	夫 馬 靖 幸
	教育課主査	都 築 尚 樹
	教育課主事	伊 藤 光

傍聴者数 0名

議事日程	日程第1	会議録署名者の指名
	日程第2	教育長諸案件報告
	日程第3	議案第8号 江南市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
	日程第4	議案第9号 江南市教育委員会公印規則の一部改正について
	日程第5	議案第10号 江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部改正について
	日程第6	議案第11号 江南市立学校給食センター運営委員会規

- 則の一部改正について
- 日程第7 議案第12号 学校給食用物資納入業者指定に関する規程の一部改正について
- 日程第8 議案第13号 江南市コミュニティ・スクール事業補助金交付要綱の制定について
- 日程第9 議案第14号 江南市文化財保護委員の委嘱について
- 日程第10 議案第15号 「2020 国立ポリショイサーカス 夏休み名古屋公演」の後援名義使用について
- 日程第11 議案第16号 「第48回 市町村対抗卓球大会」の後援名義使用について
- 日程第12 協議題
- 1 江南市立図書館休館日の変更について
 - 2 江南市議会3月定例会教育関係提案事項について
 - 3 令和2年度儀式等の日程（案）について
- 日程第13 報告事項
- 1 教職員の多忙化解消に向けての方針（一部改定）について
 - 2 江南市立学校における食物アレルギー対応検討委員会設置要綱の一部改正について
 - 3 令和2・3年度学校給食用物資納入業者指定について
 - 4 江南市立古知野北公民館の閉館について
 - 5 第3次江南市子ども読書活動推進計画策定に係るパブリックコメントの結果について
 - 6 江南市教育委員会放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について
 - 7 専決による後援名義使用許可について
 - 8 賞状等交付について
 - 9 市教委事務局各課3月行事予定について

午前9時22分 開会

○教育長 ただいまから、教育委員会3月定例会を開会いたします。

△日程第1 会議録署名者の指名

○教育長 日程第1、会議録署名者には、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において、藤田佐知子さん、山田茂美さんを指名いたします。

△日程第2 教育長諸案件報告

- 1 新型コロナウイルスへの対応
- 2 インフルエンザ感染等による学級閉鎖（2/4～）
 - ・古知野南小1学級(2/4～5) 古知野西小2学級（2/18～19）
- 3 第53回江南市民駅伝競走大会
 - ・登録チーム 152(165)チーム
 - ・参加チーム 152（オープン参加11含め）チーム
 - ・中学校参加 男子 56/56 42/42
 - ・一般の部 宮田中教員連合 9位 チーム宮小布北小 10位
 - ・中学男子の部 優勝 宮田中学校陸上部A
 - ・女子の部 優勝 古知野中学校陸上部A
- 4 コミュニティ・スクールの推進
 - ・来年度夏頃、情報交換会を開催予定
- 5 人事(2/3～2/21)
 - ・出産休暇3名 育児休業2名 療養休暇1名 休職0名
 - ・臨時的任用6名 非常勤任用1名（妊娠補充1名）
- 6 令和2年度定期人事異動
 - ・本人内示は3/16予定
- 7 女性議会からの要望
 - ・中学校の校則について・・・防寒着の適切な対応を
 - ・SNSの危機性の指導・・・保護者が参加できる体制を
 - ・がん教育の推進・・・・・・・・学習指導要領（中学校）に基づき実施を
 - ・環境教育の推進・・・・・・・・手塚治虫氏原案「ガラスの地球を救え」の上映を
- 8 その他
 - ・3月議会（2/25～）
 - ・卒業式 中学校(3/3) 小学校（3/19）
 - ・事務職員との労使協定の更新
 - ・補正予算の追加予定（GIGAスクール構想に伴う校内LAN等の整備）
校内LANケーブルを1Gbpsから10Gbps 電源キャビネットの整備

○教育長 日程第3、議案第8号、江南市教育委員会事務局組織規則の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(教育課統括幹 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○藤田委員 今回、学校給食課を創設した理由は何か。

○教育課統括幹 今後の新給食センター建設に向けての組織編制です。

○教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案第8号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第9号 江南市教育委員会公印規則の一部改正について

○教育長 日程第4、議案第9号、江南市教育委員会公印規則の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(教育課統括幹 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○教育長 質疑もないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案第9号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第10号 江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部改正について

○教育長 日程第5、議案第10号、江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(教育課統括幹 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○山田委員 第7条中の「所長」は今回新設される学校給食課長と、どのような位置づけとなるのか。「学校給食課長を経て」という文言は必要ないのか。

○教育部長 現在、給食センターの所長は2名おり、南部給食センターの方は4月から学校給食課長が兼務しますが、北部給食センターの所長は主査級となりますので、一度整理しなおして、再度お諮りします。

○教育長 では、本案は次回に再審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 本案は保留といたします。

△日程第6 議案第11号 江南市立学校給食センター運営委員会規則の一部改正について

○教育長 日程第6、議案第11号、江南市立学校給食センター運営委員会規則の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(教育課統括幹 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○山田委員 旧の第4条では「第1条の目的達成のため」となっていたが、新の第3条では「目的達成のため」と「第1条」の文言がなくなっているがなぜか。

○教育部長 今回、規則を見直すにあたり、文言の整理を行いましたところ、庁内の法制ルールに照らし合わせて、不要であったので削除しました。

○教育長 旧の第1条は、学校給食の適正円滑な運営及びその充実、向上を図ることが運営委員会の目的となっているが、新の第1条は、運営委員会の組織及び運営について必要な事項を定めることが、この規則の目的と改正されている。あくまでも第1条は、規則の目的ではなく設置する委員会の目的とするべきではないか。

○教育部長 本議案も再度検討した後、次回に再上程させていただきたいと思えます。

○教育長 では、本案は次回に再審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 本案は保留といたします。

△日程第7 議案第12号 学校給食用物資納入業者指定に関する規程の一部改正について

○教育長 日程第7、議案第12号、学校給食用物資納入業者指定に関する規程の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(教育課統括幹 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○教育長 今回、第8条について「契約の期間を6月を超えない範囲において延長」が「12月を超えない範囲の契約期間」と改めるとのことだが、具体的にはどのような内容か。

○教育課統括幹 調味料等第2次加工品については、年間物資として年度当初で契約していますが、年間通して価格変動が少ないことから、事務の軽減も兼ねて契約期間を見直すものです。

○山田委員 年間物資は、調味料以外にどのようなものがあるのか。

○教育課統括幹 ほとんどが調味料類で、酒、みりん、味噌等です。

- 山田委員 現在は6月を超えての契約は行っていないのか。
- 教育課統括幹 行っていません。
- 教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案第12号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第13号 江南市コミュニティ・スクール事業補助金交付要綱の制定について

- 教育長 日程第8、議案第13号 江南市コミュニティ・スクール事業補助金交付要綱の制定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(教育課長 資料に基づき説明)

- 教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。
- 山田委員 第2条で「交付対象者は、前条の協議会」となっているが、対象が「会」でも「者」という文言で良いのか。
- 教育課長 対象が団体であっても個人であっても、「者」という表記を使います。
- 後藤委員 第5条6号で「市長が適当と認めたもの」との文言があるが、教育長でなくても良いのか。
- 教育課長 この要綱は補助金の交付を定めたものですが、補助金は市長が交付しております。
- 教育部長 補助金の歳出の執行は市長に権限がありますので、市長としております。
- 後藤委員 各学校へ上限10万円補助することだが、年度当初に申請するのか、年度途中でその都度対応していくのか。
- 教育課長 まずは年度当初に計画を申請していただき、事業終了後、今度は実績報告を提出していただき、精算となります。実績報告時に当初計画と多少の変更がありましても、変更後の実績で認めています。
- 教育部長 第6条に「補助金の交付の申請、決定等については、江南市補助金等交付規則に定めるところによる」とありますので、江南市補助金等交付規則に則り手続きいたします。
- 山田委員 補助金の交付申請にあたっては、教育課から学校に通知を送り、それに基づき学校は申請行為を行うということか。
- 教育課長 その通りです。
- 教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案第13号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第14号 江南市文化財保護委員の委嘱について

○教育長 日程第9、議案第14号 江南市文化財保護委員の委嘱についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(生涯学習課主査 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○教育長 特段の質疑もないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案第14号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第10 議案第15号 「2020 国立ポリショイサーカス 夏休み名古屋公演」の後援名義使用について

○教育長 日程第10、議案第15号 「2020 国立ポリショイサーカス 夏休み名古屋公演」の後援名義使用についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(生涯学習課主査 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○後藤委員 今回初めての後援名義の申請ということだが、同じく申請の申し込みがあった近隣市町はどこか。

○生涯学習課主査 把握しているのが岩倉市、小牧市、犬山市は申請が出ていると聞いています。岩倉市は、教育委員会で不許可としたとのことでした。

○教育部長 今回、許可するかの判断は、営利目的に当たるのかということかと思いますが、収支報告書や営利目的ではないとの誓約書もいただいていますので、江南市としましては、営利目的ではないとの判断で後援名義をお願いするものです。

○山田委員 開催が名古屋市内であることと、近隣市町の動向を見るという考え方もある中で、岩倉市が不許可としたことも合わせて、判断が難しい。また、入場料が小学生は特別優待価格となっているが、中学生は対象となっていないので、中学生も対象となっていれば良かったと感じる。ただし、後援者に愛知県私立幼稚園連盟が加わっており、幼保小連携という観点からすれば、意味はあるのかと思う。

○教育長 愛知県教育委員会が後援名義を出しているのだから、あえて江南市が出す意味があるのかとは感じる。また、愛知県内全ての市町村に後援名義の申請が出されていなかった記憶があるので、その中で江南市が出すのも疑問がないわけではないが、規程に反していなければ、認めるのに問題はないのかと思う。

○教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案第 15 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 1 1 議案第 1 6 号 「第 48 回 市町村対抗卓球大会」の後援名義使用について

○教育長 日程第 11、議案第 16 号 「第 48 回 市町村対抗卓球大会」の後援名義使用についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(スポーツ推進課長 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○教育長 江南市からチームは出場するのか。

○スポーツ推進課長 確認しておりませんが、おそらく出場すると思われます。

○教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案第 16 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 1 2 協議題 1 江南市立図書館休館日の変更について

○教育長 日程第 12、協議題 1 江南市立図書館休館日の変更についてを議題といたします。事務局の説明を求めます

(生涯学習課主査 資料に基づき説明)

○教育長 質疑もないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。本協議題について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本協議題を承認することに決定しました。

○教育長 続いて協議題 2 江南市議会 3 月定例会教育関係提案事項についてを議題といたします。事務局の説明を求めます

(教育部長 資料に基づき説明)

○教育長 質疑もないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。本協議題について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本協議題を承認することに決定しま

した。

○教育長 続いて協議題3 令和2年度儀式等の日程(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます

(教育課長 資料に基づき説明)

○教育長 質疑もないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。本協議題について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本協議題を承認することに決定しました。

△日程第13 報告事項

- 1 教職員の多忙化解消に向けての方針(一部改定)について
- 2 江南市立学校における食物アレルギー対応検討委員会設置要綱の一部改正について
- 3 令和2・3年度学校給食用物資納入業者指定について
- 4 江南市立古知野北公民館の閉館について
- 5 第3次江南市子ども読書活動推進計画策定に係るパブリックコメントの結果について
- 6 江南市教育委員会放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について
- 7 専決による後援名義使用許可について
- 8 賞状等交付について
- 9 市教委事務局各課3月行事予定について

午前11時53分 閉会